

令和5年度事業計画

旭川あかしあ認定こども園運営計画

所在地	旭川市末広東2条9丁目1番5号
認可定員	89名（確認定員 1号9名 2号45名 3号35名）
職員数	32名（他嘱託医2名）

1、保育目標 『明日を創り出す力を持った子』

- ◎ 身の回りのことが自分でできる子
 - ・自分でできることは、進んでする。
 - ・食事、排泄、睡眠、着脱衣、清潔などの正しい習慣を身に付ける。
- ◎ のびのび明るく元気な子
 - ・豊かな愛情と見守りの中で、情緒が安定し夢中になって遊ぶ。
 - ・快活に体を動かし自らの安全を守り、危険回避する力を身に付ける。
 - ・全身を使った運動をして、平衡感覚の獲得と体力・運動能力の向上を目指す。
- ◎ よく考える子
 - ・自然への興味や関心を持ち、感覚を豊かにして自らの生活に取り入れていく力を身に付ける。
 - ・生活の中の言葉や文字に興味や関心を持ち、思考力や表現力を身に付ける。
 - ・仲間との経験から豊かな感性を持ち、創意工夫を重ね、遊びを発展させる力を身に付ける。
- ◎ 仲間を思いやり、大切にできる子
 - ・友だちとの関わりの中で、相手の話を注意深く聞き、自主協調の態度を身に付ける。
 - ・物事の善し悪しを判断し行動する。
 - ・困難に挑戦する心と我慢する心を持つ。

令和5年度の保育重点目標 「保護者に寄り添った保育の実施」

- ★ 発達に即した適切な環境設定と働きかけにより、自主的な活動を促す。
- ★ 発達段階に応じて求められる自己統制、社会性の獲得を促す。
- ★ 改訂保育所保育指針に沿った保育課程、指導計画の編成実施と評価反省
- ★ 新規導入の歩くスキー及び、「人間関係」「環境」領域の指導計画再編。
- ☆ 特別支援保育アドバイザーによる、個別支援計画の充実と保護者支援
- ☆ 地域子育て支援(園開放・すまいるマミィ・ほっとマミィ)の実施拡充
すまいるマミィの実施にあたっては、育成会、旭川市母子保健課・子育て相談課との連携を図り、報告書の提出を通し見守りを行う。
ほっとマミィはこどもの杜同様に行い、実施にあたっては旭川市母子保健課・子育て相談課、近隣医療機関との連携を図り行う。

指導者学習計画

- ① 一人ひとりの発達段階に配慮した指導案の作成の仕方、記録の仕方、活かし方について学びあい実践に移し、適切に自己評価を行う。
- ② 毎月の会議を持ち、充実した保育活動及び園運営の円滑を計る。
- ③ 各種研修会に進んで参加し、保育実践に役立てる。
- ④ 定期的な職員の話し合いの場を設け、指導計画の評価と見直しの実施。
- ⑤ 園内研修の充実をはかる。（指針と計画の連動、保育実技など）

2、教育・保育時間

- ① 午前9時30分から午後1時30分までの教育標準時間
 - ② 午前7時00分から午後6時00分までの保育標準時間
 - ③ 午前8時30分から午後4時30分までの保育短時間
- 但し、①の預かり保育については午前7時30分から午後6時まで間で行い、②の延長保育対象児童については午後7時00分まで、③の延長保育対象児童については、③の前後の保育標準時間までの間で延長保育を行う。

3、教育・保育内容

保育環境をととのえるため、年齢別に

0 歳 児 ～ 保育士3名（内1名准看）	1 歳 児 ～ 保育士4名
2 歳 児 ～ 保育士3名	他 未満児フリー保育士他2名
3 歳 児 ～ 保育士2名	4 歳 児 ～ 保育士2名
5 歳 児 ～ 保育士2名	他 以上児フリー保育士2名

上記のようにクラス編成し、保育課程を基礎とし保育目標に従って年間指導計画、月案及び週案を作成し保育業務を進めるとともに、毎月、保育の効果について評価し、適切な園児処遇に努める。又、健康と基礎となる栄養及び保健に対しては特に注意を払い、保護者に対し適宜栄養及び保健指導を行う。年間行事としては、季節を考慮した内容を中心に行う。

4、職員名簿

園 長	宮崎 啓
副 園 長	宮崎 啓輔（園長補佐、衛生推進者）
主幹保育教諭	尾田 志保子（教育・保育統括）
副主幹保育教諭	若松 公香（主幹保育教諭補佐）
保育教諭	三島 香織 加藤 瑠華 日蔭 優芽 住友 結希乃 高橋 里沙 林 有紀 内藤 果穂 唐太 夢乃 三木 梨絵（准看護師）
栄 養 士	川島 志（給食責任者）
調 理 師	宮崎 祐子 伊藤 純絵（非常勤）
常勤保育教諭	吉田 絵李香 三野 春香 横山 怜美 高橋 雅江 久保 明李 三浦 理鼓

臨時保育教諭 長内 知世 山田 裕奈 佐藤 夏鈴 中川 妃美希
保育補助員 河村 ひとみ 麻生 佳菜子 戸田 奈緒美
臨時用務員 加藤 壘（入所児処遇） 篠原 勇佑（入所児処遇）

5、資金計画

施設型給付費及び利用者負担金、補助金（旭川市～保育体制充実費、延長保育、特別支援保育、一時預かり等）及び一般寄付により運営する。

6、中期事業計画（令和4年～令和6年）

① 施設・設備関係

- ・園舎の建替の実施（令和4年度 完成）
- ・園舎の使用に関する設備面やエレベーターの利用手順、館内通信設備の習熟

② 園児処遇関係

- ・幼保連携型認定こども園移行による保育業務マニュアル「保育篇」改定と園則等の制定（令和4年～令和6年）、要録の改訂
- ・医療的ケアを必要とする児童の受入れに伴う準備（令和4年～医療職の採用、救命器具の取扱いの習熟、
- ・安全管理、危機対応の見直しと実施
 - 最低24時間の通常保育が継続される体制作り
 - 地域との連携を基礎とした、安心な環境の整備（施設機材の共有）
 - 電源喪失時の保護者伝達手段の検討。携帯電話からスマートフォンへ
- ・年長児のボランティア活動を通して、地域の一員として関わり方の学習機会（あかしあ幼年消防隊の活動及び広報）として実施
- ・特別支援保育の一環として、特別支援保育アドバイザー（臨床心理士）による相談支援の実施。

③ 職員処遇関係

- ・必修的な研修と園内研修の実施（旭川あかしあ保育園 職位・職務内容関係一覧に沿って）
 - 初任者・乳児・障害は全職員が順次受講
 - 正職員は、加えて上位の保育士研修とセカンドステップの受講
 - 上記の研修の他、独自の研修にも可能な限りパート職員も含め参加する
 - キャリアアップ研修の受講促進（令和4年度以降）
- ・保育業務マニュアルの読み込みと改訂に対する意見提出
- ・保育所自己評価に対する取り組みと手法の確立
- ・事務時間の確保と業務軽減への取組促進（タイムレコーダー導入済）
- ・永山こどもの杜保育園との連携による相互の労務軽減（土曜日合同保育、給食の一元化について検討）